

保護者 殿

宜野湾市立真志喜中学校
校長 佐伯 進
(公印省略)

インフルエンザの取り扱いについて

インフルエンザの出席停止期間は、学校保健安全法施行規則により「発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで」と定められています。(発症後最低5日間は出席停止となります。)

この時期を経過し、かつ健康状態が良好であれば、下記の『回復届出書』を保護者で記入し、登校時に持たせてくださいますようお願い致します。

※病院の診断書は必要ありません。

※病院受診後、「検査結果」もしくは「薬の処方箋」のコピー等も一緒に提出して下さい。

回復届出書

学校長 殿

令和____年____月____日に(病院名)_____を受診し、医師によりインフルエンザ(A型・B型)の診断を受けました。下記のように熱が推移し、発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過しましたので、登校させます。

<出席停止期間中の体温測定結果>

発症日は0日と数えます

	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月 日 (曜)	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()
朝	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
夕	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃

5日目まで必ず休みます

◎発症日は、病院受診した日ではなく、インフルエンザ様症状(急な発熱等)が始まった日です。

令和 年 月 日

年 組 番 生徒氏名

保護者名(自筆)

「インフルエンザ出席停止期間の基準」早見表

発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目	発症後 9日目	発症後 10日目			
			解熱後 1日目	解熱後 2日目	待機日	登校可 							
				解熱後 1日目	解熱後 2日目								
					解熱後 1日目						解熱後 2日目		
											解熱後 1日目	解熱後 2日目	
												解熱後 1日目	解熱後 2日目
												解熱後 1日目	解熱後 2日目

- ・発症した後5日を経過し、かつ、解熱後48時間を経過するまで
- ・解熱日とは、解熱剤などの服用がなくとも平熱に戻った日のことです